

検討の背景と道路空間に係る制度概要

1. 背景
 - (1) 国交省成長戦略
 - (2) 道路空間活用に係る社会的要請

2. 道路空間活用に係る現在の制度概要
 - (1) 道路占用制度の概要
 - (2) 立体道路制度の概要

(参考) 法令 (抄)

(1) 国土交通省成長戦略 (H22.5) (抄)

○国際展開・官民連携分野



○インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用 (PPP/PFIなど)



○現状の課題・問題点

厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図る必要がある。



○政策：PPP/PFIの重点分野とプロジェクトの実施

PPP/PFIについては、空港、港湾、鉄道、道路、下水道を重点分野として、自治体・企業から事業提案を募集し、具体的なプロジェクトを形成、実施する。また、行政財産の商業利用についても、経済の活性化を図る観点から積極的に支援する。



○老朽化したインフラへの対応等

・ 道路空間のオープン化

首都高等の高速道路の老朽化に対応するため、周辺の民間開発との協働が図れる場合に、既存道路の上下空間を民間開放（道路空間のオープン化）し、その収益還元を活用した、新たな官民連携による整備・管理を展開する。あわせて、一般道路も含め、立体道路や占用制度を緩和し、都市の道路空間を活用した新たなビジネスチャンスを創出する。

・ 維持修繕の効率化

民間技術のフル活用による維持修繕の効率化を図るため、地方道路公社等での長期メンテナンス契約の試行導入等を図る。

○行政財産の商業利用（PPPの一形態、行政財産の商業利用による成長支援）

・ 直轄駐車場における民間事業者の活用

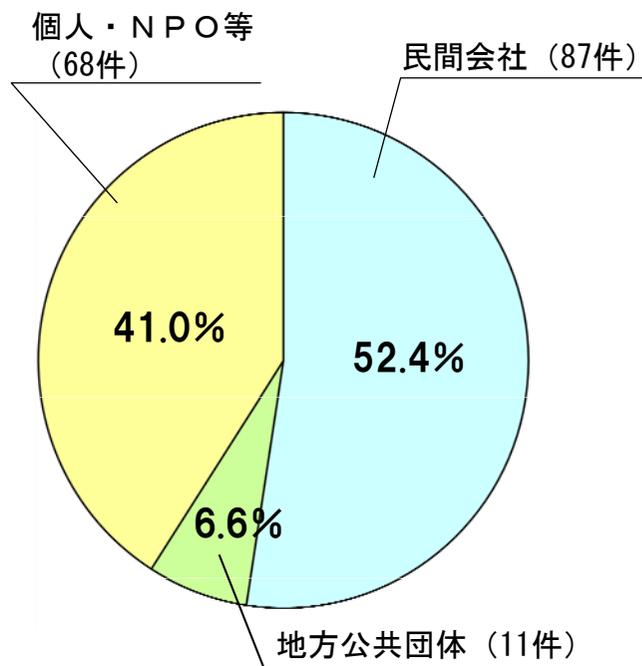
・ 電線共同溝・道路管理ケーブルの管理・整備における民間事業者の活用

(2) 道路空間活用に係る社会的要請

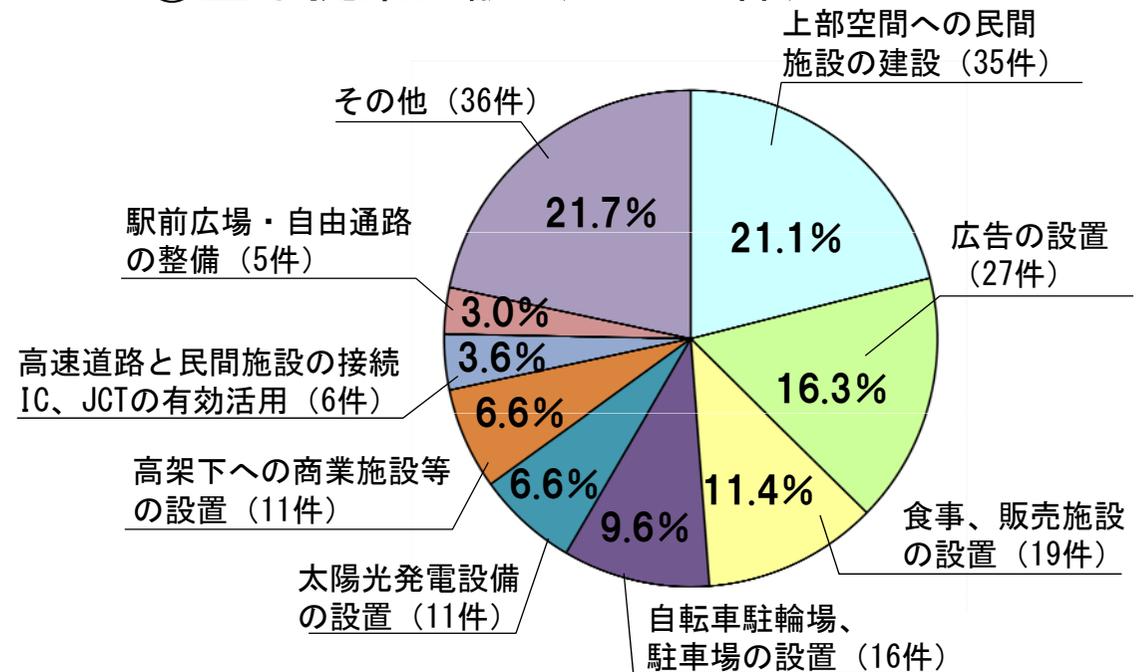
「道路空間オープン化」に関する提案募集概要

- ・ 提案募集期間 平成22年6月25日 ~ 平成22年7月31日 (延べ36日間)
- ・ 募集方法 国土交通省HPで告知 メール・郵送・FAXで提出受付
- ・ 提案数 166件

①提案者の内訳 (166件)



②主な提案内訳 (166件)



2. 道路空間活用に係る現在の制度概要

(1) 道路占用制度の概要

○道路は、人の交通や物資の輸送等の一般交通の用に供することが本来の目的

○本来的機能を阻害しない範囲で道路区域への物件の設置が認められる

⇒ 占用許可は、

法律上の要件：①占用許可対象物件、②無余地性の基準、③政令の基準

一般原則：④公共性の原則、⑤安全性の原則、⑥計画性の原則

の6つの許可要件により判断

○例外的な取扱い

①電気、水道、ガス、鉄道等の公益事業の用に供するもの

→道路管理者は、政令で定める基準に適合するときは許可しなければならない

(道路法第36条)

②道路通行者の利便増進に資する一定の物件

法第33条第2項：①高速道路等の連結路附属地（IC等）の利便増進施設

②NPO等が設置する街灯等

→無余地性の基準の適用を除外

2. 道路空間活用に係る現在の制度概要

占用許可要件

法律上の要件

① 占用許可対象物件

② 無余地性の基準

③ 政令の基準

一般原則

④ 公共性の原則

⑤ 安全性の原則

⑥ 計画性の原則

運用

占用許可対象物件は限定列挙であり、新たに道路に設置するニーズの生じた物件を順次追加
ex) H19 自転車駐輪器具を追加

道路区域外に設置する余地がない場合に限り占用を許可
無余地性の基準を除外している例は次の2つ
・ 連結路附属地の利便増進施設
・ NPO等が設置する街灯等

占用の期間、場所、物件の構造等について政令で規定

公共性の有無は物件の性質ごとに判断
ex) 特定人による営利目的のための占用については、公共性がないと判断

道路構造及び道路交通の安全確保の面から慎重に審査

将来の道路計画や都市計画等と調整

(2) 立体道路制度の概要

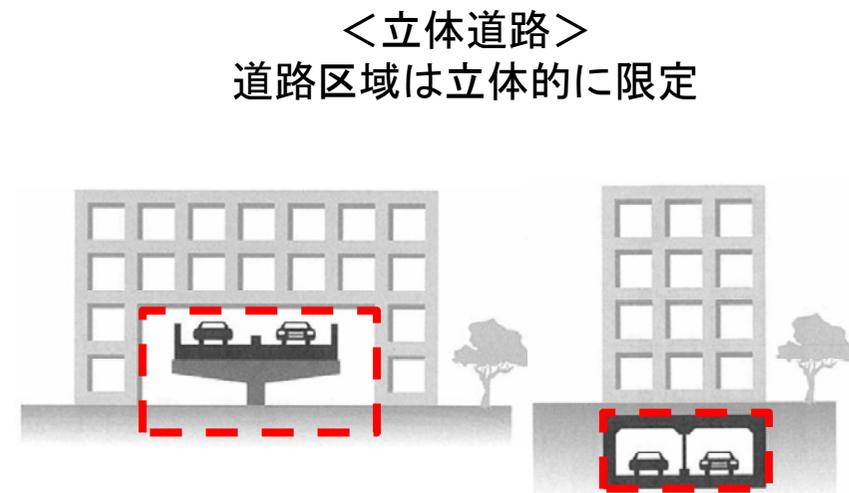
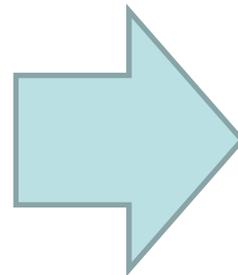
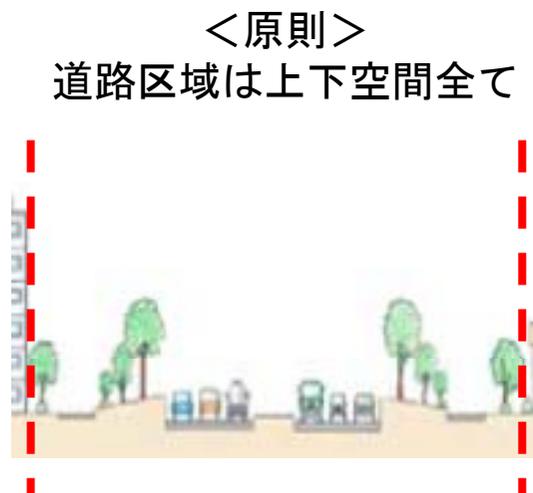
1) 立体道路制度創設の経緯

平成元年に立体道路制度を創設

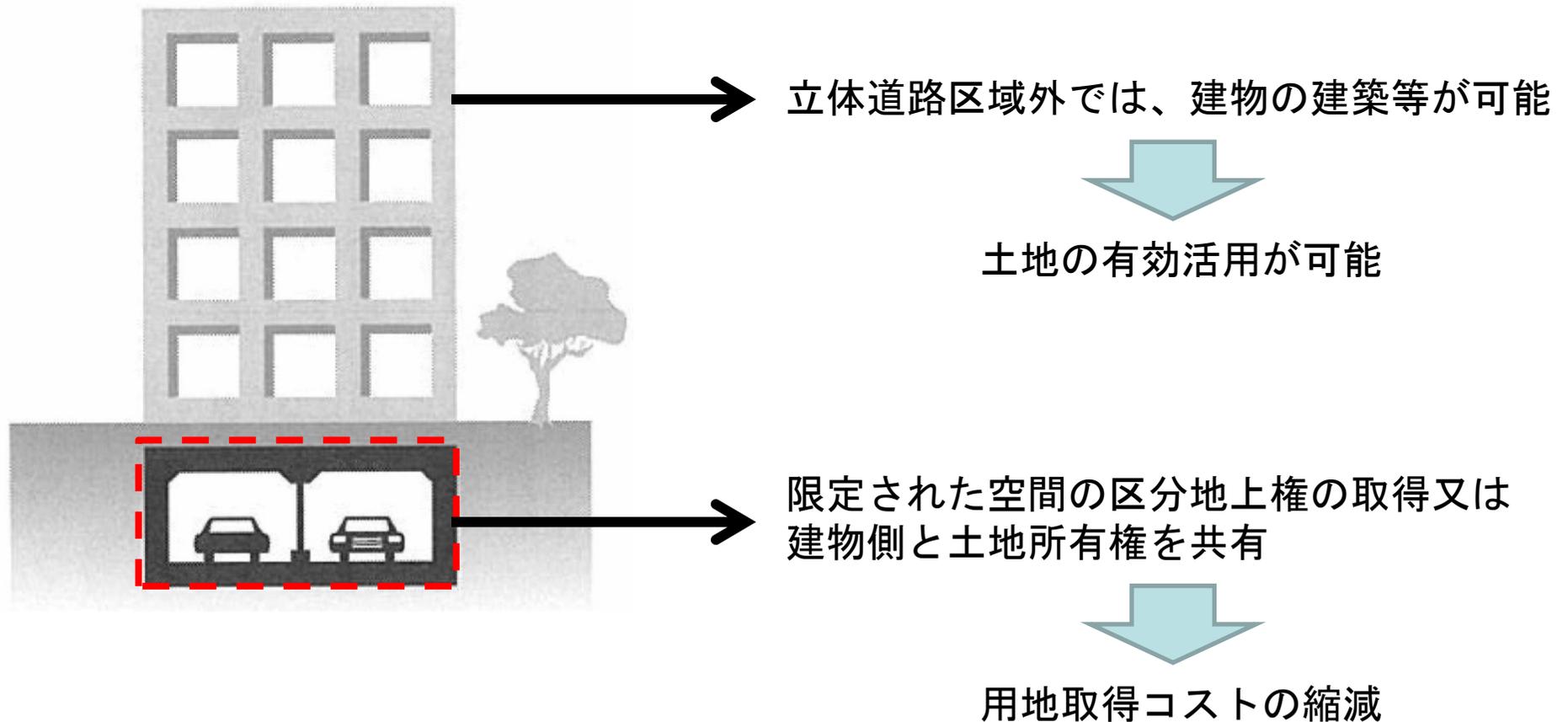
(道路の立体的区域を指定して、道路と建物を一体的に整備するための制度)

①背景

- ・用地費の高騰等により、道路用地の取得が難航し、幹線道路の整備が進捗しない。
- ・適正、合理的な土地利用の促進のため、幹線道路と周辺地域の一体的な整備の必要性が高まる。



2. 道路空間活用に係る現在の制度概要



2. 道路空間活用に係る現在の制度概要

2) 立体道路制度の概要

① 立体道路制度を構成する法令

- ・ **道路法** (道路法第47条の6) 道路の新設又は改築を行う場合において、道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたものとすることができる。
- ・ **都市計画法** (都市計画法第12条の11) 道路（自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。）の整備と併せて建築物等の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、道路の区域のうち、建築物の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。
- ・ **建築基準法** (建築基準法第44条) 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等※の上空並びに路面下に設ける建築物について道路内の建築制限の適用を除外することができる。

② 主な適用要件

	道路の新設又は改築のみに限定	自動車専用道・特定高架道路等
道路法（第47条の6）	限定 (道路の新設又は改築を行う場合)	限定なし
都市計画法（第12条の11）	限定 (道路と建築物の整備を一体的に行う場合)	限定
建築基準法（第44条）	限定なし	限定

※特定高架道路等：高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りが出来ない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（建築基準法）

2. 道路空間活用に係る現在の制度概要

③立体道路制度の主な適用要件の理由

適用要件	理由・背景
<p data-bbox="353 730 1021 778">道路の新築又は改築を行う場合</p> <p data-bbox="331 810 1048 900">〔 既供用の道路の拡幅においては、通達により 当該拡幅部分に限定 〕</p>	<ul data-bbox="1176 475 2060 1098" style="list-style-type: none">・ <u>幹線道路を整備するために創設された制度</u>であるため、既存道路には適用する必要がない。・ <u>道路はオープンスペースであることを前提</u>としており、既存道路への適用は、土地利用秩序を混乱させる。・ 道路区域を事後的に変更すれば、<u>占用許可等の適用変更により、既存の管理秩序が混乱する。</u> <p data-bbox="2027 1109 2072 1157">等</p>
<p data-bbox="430 1241 952 1289">自動車専用道路等に限定</p>	<ul data-bbox="1176 1209 2027 1316" style="list-style-type: none">・ <u>一般道路を対象とすると市街地環境の悪化の恐れがある。</u>

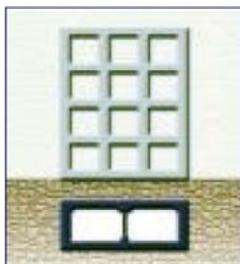
2. 道路空間活用に係る現在の制度概要

立体道路制度の代表事例①（デュプレ西大和）

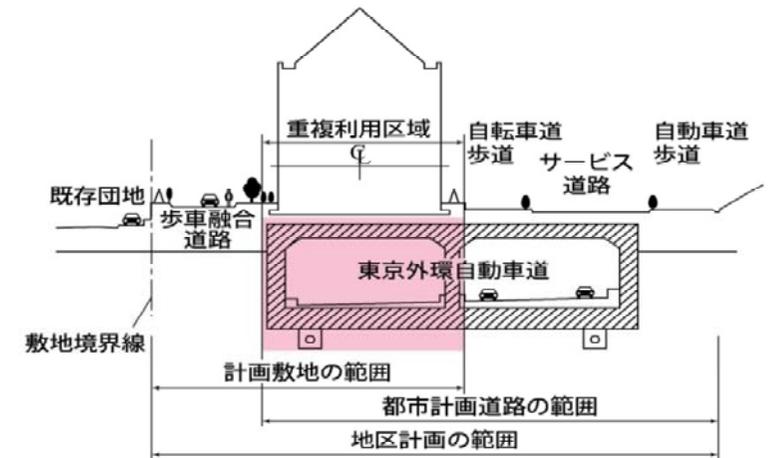
立体制度創設以前に住宅と道路の複合利用計画があったが、制度創設を機に同制度を活用。蓋掛け構造の上部空間に住宅を建設



建物データ



名称：デュプレ西大和
所在：埼玉県和光市西大和団地6番
建物：デュプレ西大和・利便施設



道路の立体的区域・重複利用区域

2. 道路空間活用に係る現在の制度概要

立体道路制度の代表事例②（O C A T：大阪シティエアターミナル）

地区分断の回避、業務・流通施設と鉄道・バス・道路の連携、高速道路出入路及び建築物整備費用軽減の観点から、一体的に整備

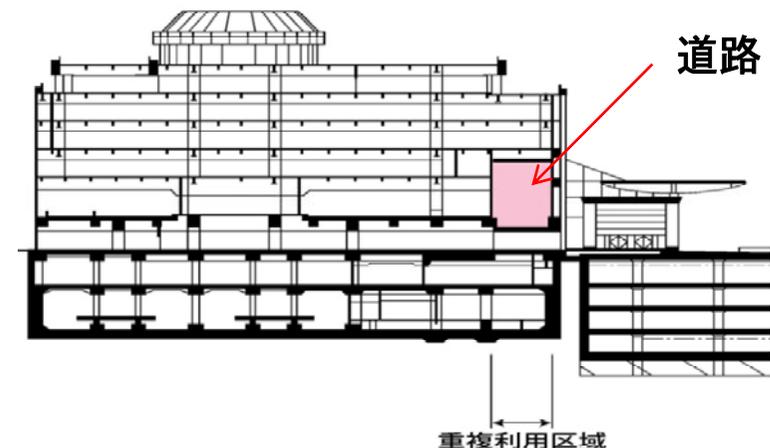


建物データ

名称：湊町南出路

所在：大阪市浪速区湊町

建物：O C A T（大阪シティエアターミナル）



○道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

○道路法

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

○道路法

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の六 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合において、当該道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

○道路法施行令

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 九 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 十 法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

○都市計画法

(道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うための地区整備計画)

第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二条の五第七項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、都市計画施設である道路（自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。）の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界（当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めたものをいう。）をも定めなければならない。

○建築基準法

(敷地等と道路との関係)

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

一 自動車のみ交通の用に供する道路

二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（第四十四条第一項第三号において「特定高架道路等」という。）で、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。）内のもの

2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。

○建築基準法

(道路内の建築制限)

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
 - 三 地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

○建築基準法施行令

(道に関する基準)

第百四十四条の四

- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(特定高架道路等に関する基準)

第百四十四条の五 法第四十三条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 路面と隣地の地表面との高低差（道路の部分にあつては、国土交通省令で定める路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差。以下この条において同じ。）が五十センチメートル以上であること。
 - 二 路面と隣地の地表面との高低差がある区間で延長三百メートル以上のものの内にあり、かつ、その延長が百メートル以上であること。
 - 三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有すること。ただし、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第十一号に掲げる副道を両側に有する道路（幅員が四十メートル以上のものに限る。）の部分にあつては、この限りでない。
 - 四 前三号に定めるもののほか、法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造として国土交通大臣の定める構造の基準に適合するものであること。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる基準について準用する。

○建築基準法施行令

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第四百五十五条

2 法第四十四条第一項第四号の規定により政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。））、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。

- 一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- 二 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- 三 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの